

1 保健事業について

(1) 健康診査事業

- ・ 市町村の検診体制を活用し、市町村に健診事業を委託して実施している。
- ・ 平成 22 年度から、これまでの検査項目（基本項目）に、新たに血液検査（貧血）、心機能検査（心電図）、眼底検査を追加して実施している。
- ・ 平成 23 年度から、これまでの除外対象者であった生活習慣病で治療中の方を健診の対象者としている。

(単位：人)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
被保険者数※	176,616	179,949	183,374	—
受診者数	25,241	24,829	26,361	—
受診率	14.29%	13.80%	14.38%	—
健康診査項目	基本項目のみ	基本項目のみ	詳細な健診項目追加	詳細な健診項目追加
生活習慣病の被保険者	×	×	×	○

※被保険者数は当該年の 3 月末現在

(2) 歯周疾患検診事業

- ・ 高齢期における健康を維持し歯の喪失を予防することを目的として、歯周疾患検診事業を実施している。
- ・ 受診対象者は、前年度に 75 歳に到達した被保険者となっている。

(単位：人)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診対象者数※	—	—	14,442
受診者数	—	—	1,623
受診率	—	—	11.24%
総入歯者の受診対応※	—	—	○

(参考 健康増進法による歯周疾患検診事業)

健康増進法による受診対象者は、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳となっている。

(単位：人)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受診対象者数※	59,669	62,192	62,529
受診者数	1,608	1,757	1,714
受診率	2.69%	2.83%	2.74%
総入歯者の受診対応※	×	×	×

※健康増進法において、総入れ歯の人は補助対象とされていない。